

給水装置の維持管理にご協力を

◇給水装置はあなたの財産です◇

公道内に埋設してある配水管から分かれて、家庭まで引き込まれた給水管と、これに直結して取り付けられた水道メーターや、蛇口などの給水用具をまとめて「給水装置」といいますが、メーターボックス内にある水道メーターおよび止水栓を除いた給水装置は所有者の財産です。

◇所有区分◇

給水装置および給水設備は皆さんの所有物となります。配水管は町の所有物です。

◇給水装置の管理◇

■給水装置工事費の町費負担について

町が管理する配水管から分岐して給水している給水装置については、水道使用者が負担して設置した施設であり、維持管理についても水道使用者が行っているところですが、公道部分の維持管理については、一般交通で道路上を通過する車両の影響を受け、老朽化が早く進行すること、また、水道使用者による管理が困難である一方で、漏水による路面陥没などは重大な事故の発生につながるなどから、公道敷地内の給水装置の維持管理については、4月1日から町の負担で行います。

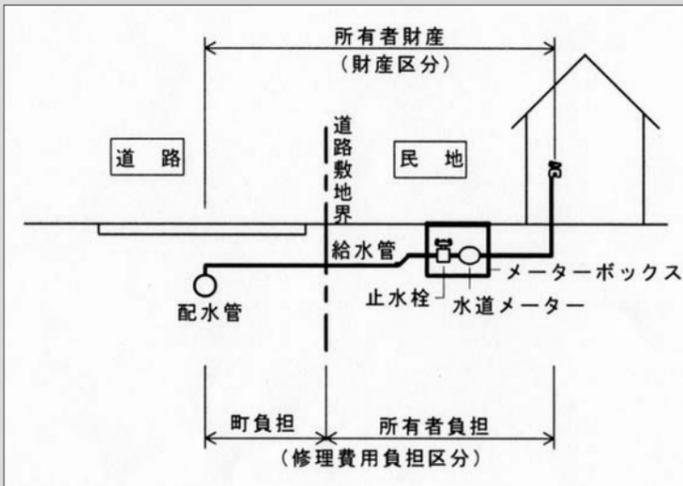
■給水装置工事費の町負担範囲

- ①公道敷地内に布設してある給水装置を修繕または、布設替えをする場合
- ②公道敷地内の給水装置を変更する場合
- ③メーターの故障、破損による取り替えおよびメーター・止水栓継手から漏水した場合
- ④止水栓の開閉時に弁べん（水量を調節する弁を保護するため地中に埋設された強化プラスチック製の箱）の探索および止水栓継手より漏水した場合
- ⑤給水装置の簡易な漏水調査をする場合
- ⑥不明残管が漏水した場合

■原因者の負担

修繕工事において、漏水、異常などの原因が明らかな場合は、その原因者がこれにかかる費用を負担することになります。

※給水装置および給水設備は皆さんの所有物です、日ごろから十分な維持管理をこころがけてください。



水道の使用開始・中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要のため、直接、役場上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

■問合せ 上下水道課業務係（☎ 47-2118 役場 1階 窓口 5番）



「地デジ」の準備はお済みですか？

アナログテレビ通常放送終了まで、あとわずか 2011年7月24日正午終了予定

これまでの広報で、「アナログ通常番組放送は6月末で終了し、7月1日からはアナログ放送停止のお知らせ画面となり、7月24日正午に完全停止する」とお知らせしてきましたが、「全国地上デジタル放送推進協議会」から、7月24日正午まではアナログ通常番組を放送する予定であることが発表されました。

◆7月24日の地上デジタル放送完全移行まであとわずかです◆
地デジのことで分からないことや困っていること、映らないなど、どのようなことでもデジサポにご相談ください。

地デジについてのご相談、お問い合わせは

でんわ急げ!
デジサポへ
0166-30-0101

または

地デジコールセンター
0570-07-0101

（平日 9:00～21:00、土・日曜・祝日 9:00～18:00）

町民税非課税世帯への簡易な「地デジ」チューナーの給付支援を行っています

総務省では、まだ地上デジタル放送への対応がお済みでない町民税非課税世帯に、アナログテレビに取り付けるチューナーを無償で1台給付する支援を新たに実施しています。

支援対象世帯

「地デジ」放送未対応で、世帯全員が町民税非課税世帯
※NHKと放送受信契約を結んでいるか、結ぶ意思があることが支援の条件です。

支援の内容

- ①簡易なチューナー1台を無償で給付します。（現物給付で、お住まいへ配送します。すでに購入したチューナーの清算やテレビの給付は行いません）
- ②チューナーはご自身で設置します。支援センターが設置方法と操作方法を電話でサポートします。※設置方法が分からない場合は、役場町民課にご相談ください。（アンテナの工事などが必要な場合は、ご自身で行うことになります）

申込みに必要な書類

- ①申込書（役場町民課窓口配置しています）
- ②世帯全員の住民票（発行後1年以内のもの）
- ③世帯全員の町民税非課税証明書
 - ・平成21年以降の所得にかかるもの
 - ・平成3年4月2日以降に生まれた方のものは不要
 ※訓子府町での交付手数料は、無料となりますので、窓口で申請に使うことをお申し出ください。



問合せ

・町民課町民相談係（☎ 47-2203 役場 1階 窓口 1番）
・総務省 地デジチューナー支援実施センター <http://www.chidejishien.jp>
ナビダイヤル ☎ 0570-02-3724 FAX 043-302-0284
ナビダイヤルが利用できない場合 ☎ 043-332-2525
受付時間 平日 9時～21時 土・日曜・祝日 9時～18時